

などが考えられる。

(保険医療機関又は保険薬局の責務)

第七十条 保険医療機関又は保険薬局は、当該保険医療機関において診療に従事する保険医又は当該保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師に、第七十一条第一項の厚生労働省令で定めるところにより、診療又は調剤に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない。

2 保険医療機関又は保険薬局は、前項（第八十五条第九項、第八十五条の一第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定によるほか、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（以下「この法律以外の医療保険各法」という。）による療養の給付並びに被保険者及び被扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養を担当するものとする。

3 保険医療機関のうち医療法第四条の一に規定する特定機能病院その他の病院であつて厚生労働省令で定めるものは、患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介することその他の保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として厚生労働省令で定める措置を講ずるものとする。

(平一四法一〇一・追加・一部改正、平一ハ法ハ二・平一九法一一〇・平一七法二一・一部改正)

## 【要旨】

この条は、保険医療機関または保険薬局の責務を明らかにしたものである。

第一項の規定により、療養の給付の担当は、保険医療機関または保険薬局が行い、保険医および保険薬剤師は、保険医療機関または保険薬局の一部として診療または調剤にあたるものであることが明瞭にされている。保険医療機関または保険薬局の責務は、保険医および保険薬剤師をして、厚生労働省令の定めるところに従い、診療または調剤にあたらせることおよび自らも厚生労働省令の定めるところに従い、療養の給付を担当することである。

第二項は、保険医療機関または保険薬局は、健康保険法のみならず、船員保険法、国民健康保険法等の医療保険各法による療養の給付、被保険者および被扶養者の療養、入院時食事療養費にかかる療養、入院時生活療養費にかかる療養および保険外併用療養費にかかる療養を担当するものとしており、広く医療保険のための共通の機関たる性格を有することを規定している。平成六年の法改正前は、国民健康保険を除き、社会保険各法とされていたが、当該改正により、療養取扱機関等が廃止されたことから、現在の規定になつたものである。

なお、保険医療機関または保険薬局は、自らが厚生労働省令の定める診療または調剤担当方針等に違反したときは、もちろん、指定の取消処分を受けることになるが、さらにそこにおいて診療または調剤に従事している保険医または保険薬剤師が厚生労働省令の定める診療または調剤の方針等に違反し、その違反を防止するため相当の注意および監督を保険医療機関または保険薬局が全くしていないときにも、機関の責任を追及され、やはりその指定を取り消されることがあることに注意する必要がある。

第三項は、一定の規模および機能を有する病院の責務に係る規定である。フリーアクセスの基本を守りつつ、限りある医療資源を効率的に活用する観点から、大病院の外来は紹介患者を中心とし、一般的な外来受診は「かかりつけ医」に相談することを基本とするシステムを普及させ、保険医療機関間の機能の分担および業務の連携を図ることが

重要な課題となつてゐる。また、こうした取組は、大病院の勤務医の負担軽減にもつながる。

こうした趣旨から、平成二十七年の法改正において、第三項の規定を追加し、特定機能病院等の大病院は、患者の病状や事情に応じ、適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介するなど、その他の保険医療機関相互間の機能の分担および業務の連携のための措置を講ずるものとした。

## 【解釈と運用】

### (一) 「第七十二条第一項の厚生労働省令で定めるところ」

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」第二章保険医の診療方針等（第十二条から第二十三条の二まで）および「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」（第八条から第十条の二まで）をいう。

### (二) 「厚生労働省令で定めるところにより

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」第一章保険医療機関の療養担当（第一条から第十一条の三まで）および「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」（第一条から第七条の二まで）によるという意味である。

### (三) 「他の法律において準用し、又は例による場合」

準用する場合は、私立学校教職員共済法第二十五条で療養の給付に関し全面的に国家公務員共済組合法を準用する場合であり、例による場合は、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条で国家公務員共済組合法の例による場合である。

### (四) 「特定機能病院その他の病院であつて厚生労働省令で定めるもの」

対象となる病院については、保険医療機関及び保険医療養担当規則第五条第三項において定められている。対象となる病院のうち特定機能病院を例示したのは、特定機能病院の承認要件として、病床数が四百床以上であること、患者の紹介率や逆紹介率が高いこと等が求められており、患者を適切に紹介する等の役割が期待されるもので

あるからである。

また、厚生労働省令では、特定機能病院の他、地域医療支援病院（一般病床（指定発達支援医療機関および医療型障害児入所施設に係るもの）を除く。）の数が五百以上であるものに限る。）が対象とされている。これは、地域医療支援病院は、かかりつけ医等を支援する能力を備えており、その中でも一定規模以上の病院については、保険医療機関相互間の機能の分担および業務の連携のための措置を講ずる責務があると考えられるためである。

#### （五）「厚生労働省令で定める措置」

保険医療機関及び保険医療養担当規則第五条に示されており、特定機能病院および一般病床五百床以上の地域医療支援病院については、選定療養の下で、定額の徴収を責務とするものである。

定額負担は、徴収する金額の最低金額として設定するとともに、初診については五千円（歯科は三千円）、再診については二千五百円（歯科は一千五百円）としている。

また、選定療養として徴収する特別の料金と同様に、緊急その他やむを得ない事情がある場合やその他定額負担を求めなくてもよい場合については、定額負担を求めないこととしている。

〔緊急その他やむを得ない事情がある場合〕

救急の患者、公費負担医療の対象患者、無料低額診療事業の対象患者、HIV感染者

〔その他、定額負担を求めなくてよい場合〕

自施設の他の診療科を受診中の患者

医科と歯科の間で院内紹介した患者

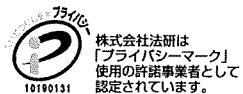
特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があつた患者 等

# 健康保険法の解釈と運用

## 平成29年度版

昭和33年12月 初版発行  
平成29年7月 第12版発行

定価 本体 28,000円+税



発行所

株式会社 法 研

<http://www.sociohealth.co.jp>

発行者 東 島 俊 一

東京都中央区銀座1-10-1 (〒104-8104)

電話 販売 (03) 3562-7671

編集 (03) 3562-7668

振替口座 00120-8-196899

九州事務所・福岡市中央区今泉1-12-8 (〒810-0021) ☎ 092-712-8305

法研関西・大阪市北区天神西町8-19 (〒530-0045) ☎ 06-6364-1884

法研中部・名古屋市中区丸の内3-7-19 (〒460-0002) ☎ 052-962-5821